

**JSB****JAPAN SOCIETY BASKETBALL FEDERATION**〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-27 後楽鹿島ビル6F
TEL 03-4415-2061 FAX 03-4415-2062

一般社団法人 日本社会人バスケットボール連盟

一般社団法人日本社会人バスケットボール連盟

『役員候補者選考委員会規程』

第1条（目的）

この規程は、「一般社団法人日本社会人バスケットボール連盟」（以下「社会人連盟」という）定款22条及び理事会規程4条に基づく役員選任にあたり、その候補者を選考する手続きについて定める。

第2条（定義）

本規程において、役員とは社会人連盟の理事及び監事を指すものとする。

第3条（役員候補者選考委員会の設置）

役員候補者を選考するため「役員候補者選考委員会」（以下「委員会」という）を設置する。

- 2 委員会の運営を円滑行うため「役員候補者選考委員会事務局」（以下「事務局」という）を置き事務局長がその長を務める。

第4条（委員会）

委員会を構成する委員は会長が以下のものから指名し、理事会の承認を得て委嘱する。

- ① 社員
 - ② 理事
 - ③ 監事
 - ④ 会長が委員として適任であると評価した者
- 2 理事会は役員の改選を行う定時社員総会の3か月前を目途に委員会を発足させるものとする。
 - 3 委員は5名以上10名以下とし、業務執行理事および「社会人連盟」の業務執行する者は過半数を超えてはならない。
 - 4 委員会は委員長1名を置くものとする。

第5条（委員会の目的）

委員会は、役員の改選を行う定時社員総会に付議する議案を決定する理事会までに、委員会の決定により選出された会長候補者及びその他の理事・監事候補者をそれぞれ理事会に答申する。なお、役員改選を行う定時社員総会以外で理事・監事を選任する場合は本規程の定めによらない。

第6条（委員会の開催）

委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければならない。委員会への代理出席および書面による委任はいずれも認めないものとする。



JSB

JAPAN SOCIETY BASKETBALL FEDERATION

〒112-0004 東京都文京区後楽1-7-27 後楽鹿島ビル6F
TEL 03-4415-2061 FAX 03-4415-2062

一般社団法人 日本社会人バスケットボール連盟

第7条（役員候補者の決定）

委員会は、最初に会長候補者のみを決定し、理事会に答申する。

- 2 前項により答申した会長候補者が理事会で承認されたときは、委員会は当該会長候補者に対して、他の理事・監事候補者名簿を作成し委員会に提出するように指示する。
- 3 役員候補者に記載する候補者には、都道府県社会人連盟に属する者及び外部有識者それぞれの候補者が含まれているものとする。
- 4 委員会は、役員候補者名簿に記載された各候補者について審議し、候補者を決定する。委員会は当該審議の際には、会長候補者に対して委員会への出席を求め、適時質疑応答することができる。
- 5 役員候補者の決定は、出席した委員の過半数の議決をもって行う。否決された場合は、いずれかの委員が否決された候補者に代わる新たな候補者を推薦し、当該候補者について議決を行う。
- 6 委員が役員候補者となる場合には、当該委員は、当該委員候補者に関する決議には参加できず、その場合、当該委員は当該議案に関する定足数から除かれる。

第8条（議事録の作成）

委員会の議事録につき、原則として事務局が作成し出席委員が記名押印し事務局に保管する。

第9条（改廃）

本規程の改廃は、理事会の議決に基づきこれを行うものとする。

第10条（施行）

本規程は、平成29年4月8日から施行する。

附則

1. 平成29年4月8日制定